

委員会に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、定款第3条の目的を達成するために各種の委員会に関し、必要な事項を定める。

(委員会の設置および構成)

第2条 本会は必要に応じて常設または臨時の委員会をおくことができる。

- 2 委員会を構成する委員の数は原則5～10名程度（委員長を含む）を基準とし、上限は、委員会の活動性を考慮して理事会で討議される。
- 3 委員会の存続については、委員会からの活動報告と担当理事からの報告に基づいて理事会で審議され、社員総会で報告する。

(委員長と委員)

第3条 委員は正会員の中から理事長が委嘱する。ただし、理事会が承認し、理事長が委嘱した場合、非正会員に委員を委嘱することを妨げるものでない。また、理事会の承認によりアドバイザーを委嘱できる。

- 2 委員長は本会の評議員とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、理事会が承認した場合、非評議員に委員長を委嘱することを妨げるものでない。
- 3 委員長および委員は、委嘱時点で65歳未満であること。
- 4 委員長または委員に欠員が生じた場合、あるいは新たに委員を途中補充する場合、前三項に基づき、委員長または委員を委嘱することが出来る。
- 5 委員は委員会委員の嘱託を辞退することができる。

(任期および併任)

第4条 委員の任期は1年とし、毎年理事会にて見直しを行うものとする。原則、連続6年を超えないものとするが、必要に応じて委員長を含め、委嘱期間の延長を理事会の議を経て決定する。

- 2 委員の併任は3委員会までとする。ただし、これを超える併任については、理事会の議を経るものとする。
- 3 役職指定の委員は、委員の併任の数に入れない。
- 4 第3条4項で委嘱された委員長あるいは委員の任期は、他の委員と同一とする。

(担当理事)

第5条 すべての委員会に担当理事1名を理事長が委嘱する。

- 2 担当理事は、委員会業務の補助と監査を行い委員会の運営を助ける。

(運営)

第6条 委員会の運営は以下のとおりとする。

- 2 必要に応じて委員長が召集する。

- 3 招集された委員会は委員長を含む総数の過半数以上の委員の参加をもって成立する。ここでの参加には双方向に音声を送受信し、意見交換ができる方法を用いる場合も含み、委任状による参加は認めない。
- 4 委員会における審議事項の可否は出席者の 2/3 以上を以って決し、反対意見のある場合は議事録に付記する。審議事項の決定は、理事会の承認を経て確定させる。
- 5 課題遂行の上で必要と判断した場合に、委員長は担当理事を通して委員の委託（期間および課題を限定）を理事会に提案することができる。
- 6 年度途中で、当該委員会だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、委員長は担当理事を通してワーキンググループの設置を理事会に提案することができる。
- 7 各委員会には、理事会の議を経て若干名の外部委員を置くことができる。
- 8 委員会は、WEB 会議などの電子媒体を用いた会議を主体として行う。

（個人情報の管理）

第 7 条 各委員会の活動にあたり、委員長が個人情報管理を徹底し、個人情報管理における重要責任を持つ。

- 2 各委員会における個人情報の漏洩が疑われる場合は、委員会は担当理事を介して直ちに理事会に報告する。

（Ad Hoc 委員会の設置と運営）

第 8 条 Ad Hoc 委員会の設置については、正会員の提案に基づいて発議される。

- 2 いずれの提案も、提案者の責任において「目的と必要期限」を明確にしたうえで常務理事会に申請し、理事会で決定する。ただし、緊急に活動を開始する必要があるときは常務理事が仮承認をし、理事会で決定する。
- 3 想定した期間内に目的が達成できないと判断した場合など、同 Ad Hoc 委員会を継続する必要がある時には、それぞれの責任において、継続理由と新たな期限を明確にして常務理事会に申請し、理事会で決定する。
- 4 常務理事会は、これらの Ad Hoc 委員会設置の提案について、理事会の議題調整の範囲で一時的に保留することはできるが、必ず理事会に提案し、決議しなければならない。
- 5 期間内であっても目的の達成あるいは作業の必要性が消滅した時には、当該委員会または理事会の責任において速やかに Ad Hoc 委員会を解散する。
- 6 Ad Hoc 委員会の委員は、委員の併任の数に入れない。
- 7 Ad Hoc 委員会の運営は第 6 条に従う。

第 9 条 この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2014 年 1 月 1 日より施行する。

この改定は、2016 年 2 月 12 日より施行する。

この改定は、2019 年 9 月 10 日より施行する。

この改定は、2021 年 3 月 12 日より施行する。

この改定は、2021 年 6 月 28 日より施行する。